

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律事務取扱いに関する訓令

昭和61年3月31日

本部訓令甲第4号

〔沿革〕 平成元年3月本部訓令甲第5号、6年2月第2号、3月第7号、11年4月第13号、12年4月第11号、13年4月第4号、14年2月第1号、15年3月第3号、18年3月第5号、5月第9号、21年1月第2号、22年3月第1号、23年2月第2号、24年7月第7号、25年3月第6号、28年3月第6号、28年10月第11号改正

### （概要）

この規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する

- 営業等の許可・承認
- 遊技機の検定・認定
- 管理者講習
- 届出の受理
- 行政処分
- 立入検査

等について、必要な事項を定めたものである。